

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書

岸田政権は、安倍元首相の葬儀を国葬とし、令和4年9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。しかし、戦前の法的根拠であった国葬令は1947年に失効しており、法的根拠のない国葬の実施を国会で議論することなく、政府が独断で決定したことになります。

国葬の要件を定めた法規がなく、国会審議も経ないまま多額の税金が費やされる国葬を行うことになれば、法治主義にも財政民主主義の原則にも反するもので、国民の理解が得られるかは疑問が残ります。

戦後の首相経験者の葬儀をみても国葬は吉田茂氏のみで、そのほとんどが政府と自民党の合同葬となっています。安倍元首相の葬儀については、国民の賛否は二分しており、国民の厳しい経済情勢を鑑みても、全額国費負担となる国葬は中止すべきです。

よって、国におかれましては、上記の問題点を考慮し、令和4年9月27日に予定される安倍元首相の国葬を中止するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月14日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 百瀬輝和

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣